

国民年金

■問合せ
国保年金課年金係
☎029-885-0340
(内)116

保険料、納めるのが 困難なときは…

経済的な理由等で国民年金保険料（平成31年度の保険料は月額1万6410円）を納めることが困難な場合には、申請により免除または猶予となる制度があります。

※任意加入者の方は、制度を利用することができません。
※免除・猶予とも所得制限があり、所得が一定額以下でなければ承認されません。ただし、離職者の方は申請の際にハローワーク発行の離職票を確認できれば、承認される場合があります。

全額免除制度・ 一部納付（一部免除）制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の方が対象となる

る制度で、所得に応じ保険料の全額または一部（3段階に分かれます）が免除されます。承認された期間は、全額を納付した時と比べ、年金受給額が次の額に減額されます。

◇全額免除制度 2分の1

◇一部納付（一部免除）制度

・4分の1納付（一部保険料4100円）8分の5

・2分の1納付（一部保険料8210円）8分の6

・4分の3納付（一部保険料1万2310円）8分の7

※一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかった場合は、その未納額および免除額は通常未納した場合と同じ取扱いとなります。

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方が対象となる制度です。

承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には加算されますが、年金受給額には反映されません。

-
-
-
-
-
-
-
-

申請方法や所得制限の基準等、詳細についてはお問い合わせください。

～国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入している40歳以上の皆さんへ～

年に一度の受診をお忘れなく！

特定健診・高齢者健診

無料

6月23日(日)から受診できます

特定健診費用7,732円は全額、美浦村が助成します。

自覚症状の出にくい生活習慣病は、気づかないうちに重症化していることが多く、美浦村は特に40代～50代前半の男性のメタボリックシンドローム該当率が高くなっています。

健診は今の自分の健康状態を知るチャンスです。健診後は一人ひとりに合わせた保健指導を、専門家チームのもとで個別に無料で受けることもできますので、この機会にぜひ受診しましょう。



《健診項目》

- ・身体計測
- ・血圧
- ・血液検査（血中脂質、血糖、肝機能）
- ・尿検査
- ・腎機能検査（クレアチニン）
- ・貧血検査
- ・心電図検査
- ・眼底検査

*日程につきましては、『広報みほ4月号』や『2019年度健康スケジュール』等をご覧ください。

■問合せ 健康増進課(保健センター内) ☎029-885-1889
国保年金課 ☎029-885-0340(内)117